

令和6年能登半島地震により被災された発電者さまに対する 託送料金の特別措置

2024年4月1日
北陸電力送配電株式会社

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、被災されたみなさまの生活や事業の再建をご支援するため、託送料金等の特別措置を講じております。（2024年1月5日および2月29日お知らせ済み）

発電側課金^{※1}の導入にともない、本日より、発電者^{※2}さまに新たに託送料金のご負担が生じることを踏まえ、発電設備損壊等の被害に遭われた発電者さままたは当該発電者さまとご契約されている発電契約者^{※3}さまからお申し出があった場合、以下の特別措置を講ずることとし、3月22日に「託送供給等約款以外の供給条件」の認可申請を行い、3月29日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

なお、小売電気事業者さまおよびお客さまに対する特別措置の内容に変更はございません。

記

1. 対象地域（前回から変更なし）

(1) 2024年1月1日に災害救助法が適用された地域

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市
射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町
下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市
白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町
羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

富山県：魚津市、下新川郡入善町

石川県：野々市市、能美郡川北町

福井県：大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町
丹生郡越前町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 特別措置の拡大内容

別紙のとおり

以上

※1 発電側課金

系統の効率利用とともに、再生可能エネルギーの導入拡大等に向けた送配電設備の維持・拡充を効率的かつ確実にを行う観点から、託送料金の一部を系統利用者である発電者さまに直接ご負担いただく制度。

※2 発電者

小売電気事業等の用に供する電気（託送供給に係る電気に限る。）を発電または放電する者。

※3 発電契約者

託送供給等約款に基づき、当社と発電量調整供給契約を締結する者。

別紙:特別措置の拡大内容について

特別措置の拡大内容について

○発電者さま【今回拡大】

系統連系受電契約をご契約いただいている地点において、被災された発電者さままたは被災された発電者さまとご契約されている発電契約者さまから申出があった場合は、以下のとおりいたします。

- ① 系統連系受電サービス料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長
系統連系受電サービス料金の支払期日を次のとおり延長します。

対象月分	延長期間
2024年4月分および5月分	4か月間
2024年6月分および7月分	3か月間
2024年8月分および9月分	2か月間
2024年10月分および11月分	1か月間

- ② 不適用月の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続き全く発電または放電されなかった月の系統連系受電サービス料金は、2024年4月から10カ月間に限り申し受けません。

- ③ 運転不能設備相当分の基本料金の免除

発電設備の一部が被災により運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

発電者さまのお問い合わせ先

ネットワークサービスセンター 0570-051-081（ナビダイヤル 4）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

○小売電気事業者さま（変更なし）

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、小売電気事業者さまから申出があった場合は、以下のとおりいたします。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の供給側料金算定日を次のとおり延長します。

対象月分	延長期間
2023年12月分および2024年1月分	6か月間
2024年2月分および3月分	5か月間
2024年4月分および5月分	4か月間
2024年6月分および7月分	3か月間
2024年8月分および9月分	2か月間
2024年10月分および11月分	1か月間

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は、被災日が属する月分の翌月から12カ月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災時の契約電力を超えない内容で2025年1月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

2025年1月末日までに再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2025年1月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

小売電気事業者さまのお問い合わせ先 ※特別措置の適用内容により担当部署が異なります

ネットワークサービスセンター 0570-051-081（ナビダイヤル）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

託送料金関係（①②⑤） 託送料金課 ナビ[4]

メールアドレス nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

工事費負担金関係（③④⑥） 系統連系課 ナビ[5]

メールアドレス nsc.futankin@nw.rikuden.co.jp

○当社と最終保障供給契約・離島等供給契約をご契約いただいているお客さま（変更なし）

最終保障供給契約をご契約いただいている地点において、被災されたお客さまから申出があった場合は、以下のとおりいたします。

- ① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長
電気料金の支払期日を次のとおり延長します。

対象月分	延長期間
2023年12月分および2024年1月分	6か月間
2024年2月分および3月分	5か月間
2024年4月分および5月分	4か月間
2024年6月分および7月分	3か月間
2024年8月分および9月分	2か月間
2024年10月分および11月分	1か月間

- ② 不使用月の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月の翌月から12カ月間に限り申し受けません。

- ③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2025年1月末日までに新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが次のいずれにも該当するときは、工事費負担金は申し受けません。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力等が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力等をこえないこと。

- ④ 臨時工事費の免除

2025年1月末日までに再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

- ⑤ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

- ⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2025年1月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいているお客さまのお問い合わせ先
ネットワークサービスセンター 076-442-9939（専用回線）
※受付時間 平日 9～12時、13時～17時
メールアドレス nsc-kanri01@nw.rikuden.co.jp